

川崎市立中央支援学校いじめ防止基本方針

1 令和5年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・特別支援学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21推進事業

【学校教育目標】

自己理解・自己選択・自己決定

【めざす児童・生徒像】

- ・自分を大切に、友だちを大切に作る児童生徒 <自己理解>
- ・自分の好きなこと、得意なことを大切に作る児童生徒 <自己選択>
- ・自分の未来を大切に作る児童生徒 <自己決定>

【学校経営方針】

めざす児童生徒の姿 ～自分を大切に、人を大切に、自分らしく生きる～

- ・児童生徒の思いを聞き、それぞれの思いを認めながら、児童生徒と一緒に考える、一人ひとりを尊重する学校
- ・児童生徒が認められて安心して過ごすことで、主体的に関わりあう力をはぐくみ、お互いに助けあう学校
- ・児童生徒一人ひとりの自分らしい自立と社会参加を目指す学校

めざす学校の姿

- ・児童生徒が現在においても、将来においても安心して地域生活を送れるよう、地域に必要とされる、地域に発信できる学校
- ・開かれた教育課程・教育活動、保護者、地域に開かれた風土、地域に発信する行事

めざす教職員の姿

- ・特別支援教育のセンター校として教職員が自ら研修し専門性を高め、各自それぞれの分野において児童生徒、地域、学校運営に「最大のサービス」を提供できる学校
- ・学校教育目標及び学校経営方針の下、学部長（分室長）、学年主任、クラスチーフが要となり、チームが相互理解して教育活動にあたる学校

中期学校経営目標（5年目標）		→ 学校経営の4つの評価領域	
1 生きる力の育成	2 センターの機能	3 豊かな社会参加	4 開かれた学校づくり
・自己決定、自己選択ができ、いじめを許さない児童生徒を育てる・家庭と連携し、心身の健康や安全に留意して教育活動に取り組む	・研修や地域支援を充実し、自校はもとより市内教職員の特別支援教育、人権尊重教育に関する意識と専門性を高める	・発達段階に応じ、社会とのつながりを深める ・「キャリア在り方生き方教育」を定着させ内容を充実させる	・地域との連携を深め、学校教育に地域の方々の力を生かす ・児童生徒の活動の場を地域に広げる

短期学校経営目標（今年度の重点目標） ～子どもたちの「願い」を大切に作る取り組み～

・人権尊重教育を基盤とし、主体者である児童生徒一人ひとりの「願い」を実現させる教育活動に取り組む・児童生徒の安全や健康に配慮し、生命を大切に作る教育を行う	・授業力向上を目指した授業研究を活発に進め、特別支援学校の教職員全員の資質を高める・学びの「必然性」を意識した取り組みや題材設定を行う	・新学習指導要領の趣旨に基づき「小学部」「中学部」「高等部」の学びの連続性を意識した教育課程編成を進める	・地域に根差した学校運営を推進する ・児童生徒の活動の場を地域に広げ、地域に発信する教育活動を展開する
---	---	--	--

重点に係る具体的な取り組み

・「育成すべき資質能力」と児童生徒の「自立活動」の目標を横断的に捉え、「育てたい力を学校教育活動全体を通して育む指導」に取り組む・合理的配慮に留意した「個別の教育支援計画」の内容の検討と充実・指導内容の明確化と評価方法を工夫する	・児童生徒が「楽しい」「できた」「わかった」と実感できる授業づくりを行う ・個々の実態に応じた「目標設定」と「学習評価」を行う ・GIGA 端末を活用して取り組む	・県立を含む他校の実践を知る ・福祉施設等の仕事内容等を視察、体験する ・教育課程の見直しの年次計画を立てる	・中央支援まつり等、児童生徒の活動を地域の方に知っていただく機会を増やす ・授業参観を計画的に実施する
--	---	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 | ○ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合 |
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和5年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、小学部教頭、中学部・訪問教育教頭、高等部教頭、高等部分教室教頭、高等部分教室長、小学部分教室長(稲田、大戸)、校内支援※（児童生徒指導・人権・教育相談・支援教育コーディネーターの業務を行う）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証…校長、各学部教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成 …校長、各学部教頭
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営 …校内支援
- ・いじめ問題に関する資料の管理 …教務主任、校内支援
- ・道徳教育との連携 …校内支援、教科班道徳
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し …校長、各学部教頭

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成…校内支援
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営 …校内支援
- ・スクールカウンセラーとの連携 …校内支援

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携…生徒会本部担当
- ・PTA校外委員会との連携 …教務主任、各学部教頭
- ・地域教育会議との連携 …校長、外部連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携 …校内支援
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携…各学部教頭、校内支援

7 令和5年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・児童・生徒の生徒指導、生徒支援、人権に関する職員研修 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・教育相談 保護者周知 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・面談の実施と結果の共有
5	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員でのいじめ防止基本方針の確認（職員会議にて） ・各学部・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教員の人権意識アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・いじめ防止標語の募集（生徒会本部・生活委員会）・ポスター制作、掲示
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教員の人権意識アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・【児童生徒指導点検強化月間】の取組（全教職員で生徒指導・支援等の確認） ・面談の実施と結果の共有
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認、長期休みの過ごし方の確認 ・児童・生徒の人権に関する研修
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・ケース検討研修会の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・面談の実施と結果の共有
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・冬休み期間中の対応確認、長期休みの過ごし方の確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・面談の実施と結果の共有 ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・各分掌会等で次年度に向けての体制振り返り実施 ・教職員向け振り返り研修の実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・小学部 大戸・稲田分教室における小学校との交流および共同学習の推進
- ・部活動（クラブ活動）での他支援学校との交流
- ・中学部の総合的な学習の時間や、環境委員会による花いっぱい活動を通じた近隣の企業との交流
- ・隣接したパークシティ自治会秋祭りにて、職業製品販売活動
- ・小中高連携活動（中央支援まつりや近隣中学校吹奏楽部のコンサートでの交流）
- ・町内会・子ども会などとのふれあいコンサートでの交流活動
- ・高等部職業班での高齢者施設での清掃活動

[啓発活動]

- ・学校だより等を通じた保護者、児童、生徒への呼びかけ

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動